笠岡市創業支援・空き店舗等活用事業費補助金 【利用手引き(令和6年6月版)】

【問合せ先】

笠岡市役所 産業部 商工観光課 商工労政係 住 所:〒714-8601 岡山県笠岡市中央町1-1

電 話:0865-69-1188 FAX:0865-69-2185

受付: 月曜日 ~ 金曜日 (祝日・年末年始を除く)

午前8時30分~午後5時15分

1 事業の目的

新規創業者の創業による賑わいの創出及び新規事業者等の空き店舗等の解消に資する 事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、笠岡市の地域経済の活性化 を図ることを目的とします。

- ※新規創業者とは、事業を営んでいない個人であって、笠岡市内において新たに事業 を開始する具体的な計画のある者をいいます。
- ※新規事業者等とは、新たに商業等を行おうとする者、すでに商業等を営む者で、笠岡市内の空き店舗を新たに賃借しようとする個人、個人事業者として市長が認めた者をいいます。
- ※空き店舗とは、笠岡市内の宅地建物取引業者が管理、仲介する店舗、倉庫、事務所等の営業用施設であって、事業活動の用に供されていない期間が30日以上経過した物件をいいます。ただし、大規模小売店舗立地法の対象となる店舗への出店は除きます。
- ※空き家等とは、笠岡市内の宅地建物取引業者が管理、仲介する民家等であって、居住の用に供されていない期間が30日以上経過した物件をいいます。

2 補助対象者

新規創業者、新規事業者等で、下記の要件をすべて満たす必要があります。

利利加利米日,利加于米日节(,1日00女日已)(1月12)是女儿的人名)。	1
補助対象者 チェックシート	チェック
笠岡市内に事務所を設置しようとしているか?	
笠岡市内に住所があるか?	
または補助金の交付申請を提出する日の前日までに笠岡市内に住所があるか?	
十分な調査研究に基づく計画性があるもので、継続発展する見込のある事業である	
か?	
市税等の滞納がないか?	
許認可等が必要な業種の場合には、それらを取得しているか、取得する見込がある	
か?	
新規創業者にあっては笠岡商工会議所が開催する創業塾(他市の会議所のものでも	
可)を受講しているか?	
新規創業者にあっては認定申請時において事業所に勤めておらず,事業所の役員で	
もないか?	
笠岡市、国、県、その他の団体の補助金を重複して受けていないか?	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 38 年法律第 122 号)に	
基づく届出を要する事業を営む者ではないか?	
事業の実施に関して、法的規制がかけられており、内容又は許認可に係る期間等に	
課題を有していないか?(事業実施にあたり事前に特定用途制限地域を確認し,事	
業実施に関して課題を有していないことを確認すること[笠岡市都市計画課窓口])	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条	
第2号に規定する暴力団に該当する者ではないか?	
政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第3条に規定する政治団体に該当する	
者又は宗教法人法(昭和 26 年法律第 126 号)第 2 条に規定する宗教団体に該当す	
る者ではないか?	

- 3 補助対象事業
- (1)新規創業者支援事業
 - ア 補助対象者

新規創業者

イ 補助対象経費

新規創業に際して必要な次に掲げる経費

- ①店舗等の新築、改装に係る経費
- ②機械装置及び設備の購入、修繕に係る経費
- ③特殊車両、工具、備品の購入に係る経費
 - ※耐用年数が少なくとも3年以上あるものの購入費
 - ※事業への利用目的が特定できる物品で汎用性の高い物品(エアコン、パソコンなど)は対象外
 - ※単価3万円以上が対象で、消耗品は対象外
- 4)広告宣伝費
 - ※新聞への広告折込、雑誌等への広告掲載、パンフレット・チラシ・ホームページ作成に係る費用など
- ウ 補助率

都市機能誘導区域内での事業は3分の2

都市機能誘導区域以外での事業は2分の1

- ※限度額100万円
- ※千円未満切捨て
- (2) 空き店舗等活用事業
 - ア 補助対象者

新規事業者等

イ 補助対象経費

空き店舗及び空き家等を活用するために必要な次に掲げる経費

- ①店舗の改装に係る経費
- ②機械装置及び設備の購入,修繕に係る経費
- ③特殊車両,工具,備品の購入に係る経費
 - ※耐用年数が少なくとも3年以上あるものの購入費
 - ※事業への利用目的が特定できる物品で汎用性の高い物品(エアコン、パソコンなど)は対象外
 - ※単価3万円以上が対象,消耗品は対象外
- 4)広告盲伝費
 - ※新聞への広告折込、雑誌等への広告掲載、パンフレット・チラシ・ホームページ作成に係る費用など
- ウ 補助率

都市機能誘導区域内での事業は3分の2

都市機能誘導区域以外での事業は2分の1

- ※限度額100万円
- ※千円未満切捨て

(3)注意事項

- ア 補助対象事業の期間は1年以内とします。
- イ 補助対象事業に係る経費については、笠岡市内に本店のある法人、個人事業主からの購入・施工に限ります。ただし、笠岡市内に本店のある法人、個人事業主からの購入・施工によることが困難な場合は、この限りではありません。
- ウ 補助対象者は、上記事業のうち各1回に限り対象とします。
- エ 空き店舗、空き家等が併用住宅の場合は、事業活動に供する部分とそれ以外の部分とに明確な区分ができ、竣工図面、工事内容内訳書等により事業活動に供する部分の補助対象経費を算定できるものに限り交付対象とします。
- オ 補助対象経費は、以下の条件をすべて満たす経費です。
 - ①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
 - ②補助対象期間に契約・発注し、発生した経費
 - ③金額・支払等が確認できる経費 (領収書等の証拠書類があるもの)
- カ 改装とは、店舗等の機能及び性能を維持又は向上させるための改築、修繕、改修、 模様替え等リフォームを行うことをいいます。
- キ 都市機能誘導区域とは、都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 条) 第 8 1 条 第 2 項第 3 号に規定する区域で、都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域として 笠岡市立地適正化計画に定める区域をいいます。(別紙区域図参照)

4 補助金交付までの流れ

- (1)準備期間(事業開始日の3か月前:創業塾受講,事業計画作成,相談など) ※事業開始日の3か月前を目途に余裕をもって相談してください。
- (2) 認定申請(事業開始日の30日前) 以下の書類を提出してください。

新規創業者支援事業

- ・認定申請書 (様式第1号)
- ・事業計画書
- •見積書、図面、現況写真等
- ・賃貸借申込書の写し(空き店舗、空き家等 を活用する場合のみ)
- ・住民票の写し
- 補助対象者の市税等の滞納がない証明書
- ・離職票等、退職したことが分かる証明書
- 創業塾修了証
- ・その他市長が必要と認める書類

空き店舗等活用事業

- ・認定申請書(様式第1号)
- 事業計画書
- · 見積書. 図面. 現況写真等
- ・賃貸借申込書の写し
- ・笠岡商工会議所の経営指導員の意見書
- ・住民票の写し
- ・補助対象者の市税等の滞納がない証明書
- ・補助対象事業に係る許認可書類の写し
- ・その他市長が必要と認める書類

- 1

書類審査後、笠岡市から事業の認定通知

(3) 事業開始日~事業完了日

認定通知書に記載された事業開始日から事業完了日までが補助金の対象になります。 【注意事項】

- ※補助の対象となる期間を必ず確認してください。
- ※認定を受けた事業内容を大幅に変更するときは、事業変更着手の30日前までに変更認定申請書(様式第2号)を、認定に係る事業を廃止するときは、廃止届出書(様式第3号)を提出してください。
- ※事業内容の変更については、補助金額の増額は認められません。

(4) 交付申請(事業完了後90日以内)

以下の書類を提出してください。

新規創業者支援事業	空き店舗等活用事業
・交付申請書(様式第4号)	・交付申請書 (様式第 4 号)
・事業報告書	・事業報告書
• 支払明細書,支払領収書等	・支払明細書,支払領収書等
・定款,税務署へ提出した開業届出書など	・定款,税務署へ提出した開業届出書など
事業内容が分かる書類	事業内容が分かる書類
・事業に必要な許認可を受けたことを証する	・事業に必要な許認可を受けたことを証する
書類(営業許可証など)	書類(営業許可証など)
・その他市長が必要と認める書類(工事写真,	・その他市長が必要と認める書類(工事写真,
完成写真,成果品等)	完成写真,成果品等)

書類審査後、笠岡市から補助金の交付決定及び額の確定通知

(5)補助金の請求

補助金交付決定及び額の確定後、請求書を提出してください。

 \downarrow

確認後、笠岡市から補助金の支払

※補助金交付の手続フロー図 準備期間(3か月程度) 事業実施期間 店舗等の新築, 改装 創業塾受講(事) ・機械装置及び設備の購入,修繕 支新 ·特殊車両,工具,備品の購入 え規 後 ·広告宣伝 × 交 援事業 創業者 事 事業計画作成(事) Ж ・施工前後の写真撮影 付 事 開業届出書の提出 業 補 事 事 決 業認 完交 事 事 営業許可等の取得 助 助 業 定 業 業 開定 業 •交付申請準備 了 付 金 金 認定申請準備(事) 開 完 決 始申 認 日申 の の (事) 額 始 了 日請 定 定 か請 請 支 の 日 日 **の**〜 らへ 払 店舗等の改装 求 確 空き店舗等の探索 事 3事 9事 市 ・機械装置及び設備の購入,修繕 事 定 0 _ 0 ~ 事 市 特殊車両、工具、備品の購入 き 日 ·広告宣伝 日 用 市 店 事業計画作成(事) 前 施工前後の写真撮影 빖 事 争 業 等 開業届出書の提出 内 ·営業許可等の取得 •交付申請準備 認定申請準備(事)

※(事)は補助事業者が行うこと、(市)は笠岡市が行うこと

5 注意事項

(1)補助金の返還等について

補助金を受けるに当たって、以下の行為があった場合、補助金の返還を命じます。

- ・偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- ・補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこの要綱に 違反したとき。

(2) 財産処分の制限について

機械装置、設備、特殊車両及び重要な備品等を補助事業により取得し、又は効用を増加した財産のうち、次に掲げるものを補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。

(3) 補助金に関する書類の保存について

補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を常に整備しておかなければなりません。

6 お願い

皆さまに交付する「笠岡市創業支援・空き店舗等活用事業費補助金」の財源は、笠岡市民の税金です。

補助金を有効に活用いただき、その後の事業を継続していただくためにも、補助金を 当てにした資金計画はしないでください。

「創業サロン」などの支援機関に必ず相談し、綿密な事業計画を立て、持続可能な事業展開をよろしくお願いします。

◆都市機能誘導区域

都市機能誘導区域とは、都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 条)第 8 1 条第 2 項第 3 号に規定する区域で、都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域として笠岡市立地適正化計画に定める区域をいいます。



